

全国土木建築国民健康保険組合の加入者の皆さまへ

土木建築業 総合保険のご案内

**団体割引
5%**

- 家族で入れる（新・団体医療保険）
組合員ご本人さまだけでなくご家族も加入できます。
- かんたんなお手続きでご加入が可能です。
告知によるご加入が可能で、医師の診査は不要です。
・保険料はご指定のお口座から引き落とし・毎月、中途加入も受付けております。

ご加入の皆さまへ

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



所得補償保険

新・団体医療保険

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険）
（弁護士のうちから 弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険）

保険期間：2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

申込締切日：2025年2月28日まで

（中途加入は毎月末日までの受付分は翌々月1日から2026年4月1日午後4時まで）

<お問い合わせ先> 03-6327-7777 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

<取扱代理店> 一般財団法人 土木建築厚生会

ホームページ：http://www.dobokukenchiku-kouseikai.or.jp/



充実の土木建築業総合保険

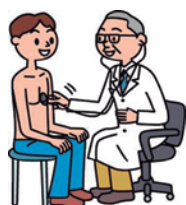
※保険金のお支払方法等の重要な事項は、11ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新・団体医療保険（基本補償）

病気・ケガによる入院・手術・通院



R・RRタイプ



保険期間中初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合にがん診断保険金額をお支払いします。

補償種類	お支払いする保険金
がん診断保険金 支払特約	100万円

S・SSタイプ



被保険者（本人の親で、加入時に指定された方）が保険期間中に要介護2から5のいずれかに認定され、その日を含めて90日を超えて継続した場合に被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。

補償種類	お支払いする保険金
親孝行一時金支払特約 （支払対象外期間90日）	100万円

T・TTタイプ・V・VVタイプ



保険期間中に発生したトラブルについて弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合。ただし事前に損保ジャパンの同意を得て負担することにより被った損害に対してお支払いします。（7ページご参照ください。）

補償種類	お支払いする保険金
弁護士費用 （自己負担割合10%）	通算 100万円 限度
法律相談・書類作成費用 （自己負担額1,000円）	通算 5万円 限度

弁護士費用補償

Y・YYタイプ



偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。

補償種類	お支払いする保険金
個人賠償責任補償	1億円限度

X・XXタイプ



保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

- ① 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1)
 - ② 損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合
- (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。
(※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

補償種類	お支払いする保険金
介護一時金支払特約 （支払対象外期間90日）	100万円

W・WWタイプ



保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等を受けたことにより負担した先進医療費用を保険金額限度にお支払いします。

補償種類	お支払いする保険金
先進医療等費用	100万円限度

保険期間中に三大疾病に該当された場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。

補償種類	お支払いする保険金
三大疾病診断	100万円

オプション補償

ご自身やご家族の病気やケガに備える。1年更新の制度保険です。

所得補償保険

病気・ケガで働けなくなったときのための保険



告知の大切さについてのご説明

- ☐ 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ☐ 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（19ページの注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

職 種 級 別	職 業 ・ 職 種
1 級	事務職、営業職、管理職、小売・卸売店主（危険物を取り扱っていない方） （例）土木・建築関係の方…設計技術者（建築家、設計技師を含みます） など
2 級	調理人、美容師・理容師、電気工、技師（危険物を取り扱っていない方）、小売・卸売店主（危険物を取り扱う方） （例）土木・建築関係の方…施工管理者、現場管理・監督者（危険物取扱なし） など
3 級	自動車運転者、自動車修理作業員、配管工、溶接工、技師（危険物を取り扱う方）、土木作業員 （例）土木・建築関係の方…トンネル、築港作業に従事する方、建設・土木作業員 など

保険料算出方法

$$1 \text{口あたり保険料} \text{ 円} \times \text{加入口数} \text{ 口} = \text{月額保険料} \text{ 円}$$

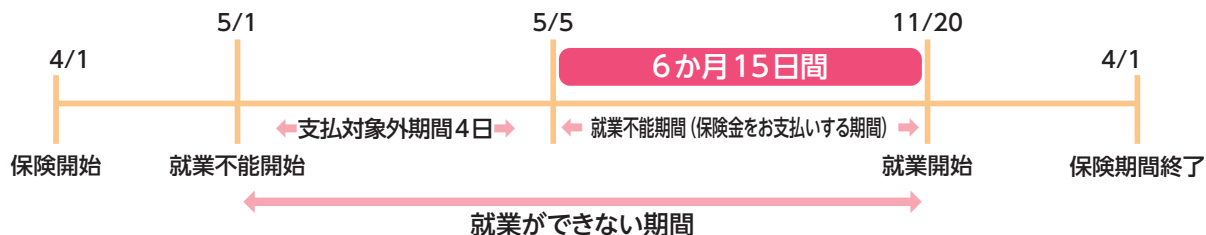
加入口数

ご加入直前12か月における所得の平均月間所得額（ボーナス込みの年収/12）の85%の範囲内（給与所得者は50%）で加入口数を決定してください。 ※6口が限度となります。

保 険 金 お 支 払 例

例1 満35歳の方

基本補償6口（保険金月額30万円）に加入の場合、病気で5月1日から入院し、11月19日まで就業不能となった。



お支払いする保険金は…

$$30 \text{万円} \times 6 \text{か月} + 15 \text{日} / 30 \text{日} = 195 \text{万円のお支払い}$$

※ただし、保険金月額が被保険者の平均月間所得（ボーナス込みの年収/12）を上回っている場合は、平均月間所得を限度としてお支払いしますので、ご注意ください。

オプション「弁護士費用補償」については5ページ以降をご確認ください。

■弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、基本補償（A・AAからE・EEまでのいずれかのタイプ）にオプションの弁護士費用補償（T・TT・V・VVのどちらかのタイプ）をセットしてご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居の親族の方等もご加入いただけます。）。

■個人賠償責任補償は、ご家族の皆さま（※）が補償の対象となります。また、すでに他の保険契約等において個人賠償責任補償にご加入されている場合は、加入者ご本人についても個人賠償責任補償タイプ（Y・YYタイプ）をセットせずにご加入ください。（※）個人賠償責任補償における被保険者の範囲については、8、14ページをご覧ください。

□「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kan.html>)

補償額と保険料一覧

保険期間1年、団体割引5%

タイプ			補償内容		保険金額							
					病気・ケガによる							
					入院		手術		通院			
					病気は1回の入院につき、ケガは1事故につき180日までお支払い 【病気による入院】ご継続の保険期間を通じて通算1,000日まで補償		【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部軽微な手術は対象外）		【病気】継続して4日を超えた入院の退院後の通院で90日までお支払い 【ケガ】1日の通院からでもお支払い（90日限度）			
医療保険	基本補償	上段：12回払 （下段：一時払）		病気・ケガによる 入院・手術・通院		1日目から1日につき	10,000円		入院中の手術： 入院保険金日額の10倍 外来の手術： 入院保険金日額の5倍	1日につき	2,000円	
		A (AA)					8,000円				2,000円	
		B (BB)					6,000円				2,000円	
		C (CC)					4,000円				2,000円	
		D (DD)					2,000円				1,000円	
		E (EE)										
	オプション補償	R (RR)		がん診断保険金支払特約				100万円				
		S (SS)		親孝行一時金支払特約 （支払対象外期間90日）				100万円				
		X (XX)		介護一時金支払特約 （支払対象外期間90日）				100万円				
		T (TT)		弁護士費用補償	被害事故、人格権侵害		弁護士費用 （自己負担割合10%）		法律相談・書類作成費用 （自己負担額1,000円）			
		V (VV)			上記2点に加え借地や借家、遺産分割調停、離婚調停		通算100万円限度		通算5万円限度			
		W (WW)		先進医療等費用				100万円限度				
				三大疾病診断				100万円				
		Y (YY)		個人賠償責任補償				1億円限度（受託品100万円限度）				

・新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。

【親孝行一時金支払特約をセットする場合】

・親孝行一時金支払特約の被保険者は、新規加入の場合、満40歳から満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。

ご継続で80歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

・親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。

保険期間1年、団体割引5%、支払対象外期間4日、対象期間1年、精神障害拡張補償特約セット

タイプ		職種級別	補償内容	保険金額
所得補償保険	上段：12回払 （下段：一時払）			
	S1 (SS1)			
	S2 (SS2)			
	S3 (SS3)	3級	病気・ケガによる就業不能時の所得補償 保険期間中に病気・ケガで就業不能になり、その期間が支払対象外期間4日を超えた場合に、就業不能期間1か月につき、ご契約の保険金額を1年間で限度としてお支払いします。	1口5万円（お1人さま6口までご加入できます。）

所得補償の職種級別につきましては2ページをご参照ください。

【医療保険・所得補償保険共通】

・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。

・保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。

・契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

・本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、弁護士費用総合補償特約保険料、個人賠償責任補償特約保険料を除きます（2024年11月現在）

【所得補償保険】

・満18歳以上満69歳以下の有職者の方が対象となります。

土木建築厚生会のホームページに保険料シミュレーションをご用意していますのであわせてぜひご利用ください。

<http://www.dobokukenchiku-kouseikai.or.jp/hoken/hoken.html> ホームページの「保険料の試算・仮お申込」をご覧ください。

上段：12回払保険料 ※保険始期日（中途加入日）時点の満年齢
（下段：一時払保険料）

満 0 ～ 24 歳	満 25 ～ 29 歳	満 30 ～ 34 歳	満 35 ～ 39 歳	満 40 ～ 44 歳	満 45 ～ 49 歳	満 50 ～ 54 歳	満 55 ～ 59 歳	満 60 ～ 64 歳	満 65 ～ 69 歳	満 70 ～ 74 歳	満 75 ～ 79 歳
1,950円 (20,880円)	2,260円 (24,280円)	2,460円 (26,540円)	2,570円 (27,710円)	2,700円 (29,100円)	3,110円 (33,500円)	3,620円 (39,200円)	4,790円 (51,880円)	6,040円 (65,550円)	8,540円 (92,860円)	12,190円 (132,570円)	16,820円 (183,140円)
1,670円 (17,880円)	1,920円 (20,610円)	2,080円 (22,420円)	2,170円 (23,390円)	2,270円 (24,540円)	2,600円 (28,080円)	3,020円 (32,690円)	3,970円 (43,020円)	4,990円 (54,110円)	7,010円 (76,180円)	9,950円 (108,150円)	13,680円 (148,990円)
1,400円 (14,900円)	1,590円 (16,950円)	1,710円 (18,320円)	1,790円 (19,100円)	1,870円 (20,000円)	2,110円 (22,660円)	2,430円 (26,200円)	3,170円 (34,180円)	3,950円 (42,680円)	5,490円 (59,500円)	7,720円 (83,760円)	10,560円 (114,850円)
1,120円 (11,910円)	1,250円 (13,280円)	1,330円 (14,210円)	1,390円 (14,780円)	1,440円 (15,440円)	1,610円 (17,240円)	1,830円 (19,690円)	2,350円 (25,320円)	2,890円 (31,240円)	3,960円 (42,820円)	5,480円 (59,340円)	7,420円 (80,700円)
560円 (5,970円)	630円 (6,660円)	670円 (7,120円)	700円 (7,410円)	730円 (7,740円)	810円 (8,630円)	920円 (9,860円)	1,190円 (12,670円)	1,450円 (15,630円)	1,990円 (21,420円)	2,750円 (29,690円)	3,720円 (40,360円)
+											
90円 (950円)	90円 (950円)	180円 (1,900円)	270円 (2,850円)	350円 (3,800円)	700円 (7,600円)	1,140円 (12,350円)	1,570円 (17,100円)	2,090円 (22,800円)	3,140円 (34,200円)	3,840円 (41,800円)	4,450円 (48,450円)
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20円 (190円)	40円 (380円)	70円 (760円)	140円 (1,520円)	290円 (3,140円)	630円 (6,840円)	1,340円 (14,540円)	2,800円 (30,500円)
10円 (100円)	10円 (100円)	10円 (100円)	10円 (100円)	30円 (230円)	60円 (570円)	110円 (1,130円)	220円 (2,380円)	440円 (4,750円)	750円 (8,140円)	1,590円 (17,290円)	3,330円 (36,260円)
270円* (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)	270円 (2,920円)
640円* (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)	640円 (7,040円)
60円 (560円)	140円 (1,410円)	230円 (2,360円)	380円 (4,070円)	640円 (6,920円)	1,020円 (11,010円)	1,500円 (16,230円)	2,260円 (24,500円)	3,260円 (35,420円)	4,450円 (48,440円)	6,370円 (69,430円)	8,280円 (90,240円)
160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)	160円 (1,800円)

※【弁護士費用補償（V・VVタイプ）をセットする場合】

・V・VVタイプは、未成年の方はご加入できませんのでご注意ください。

満 18 ～ 19 歳	満 20 ～ 24 歳	満 25 ～ 29 歳	満 30 ～ 34 歳	満 35 ～ 39 歳	満 40 ～ 44 歳	満 45 ～ 49 歳	満 50 ～ 54 歳	満 55 ～ 59 歳	満 60 ～ 69 歳
305円 (3,310円)	440円 (4,810円)	495円 (5,400円)	615円 (6,700円)	750円 (8,200円)	935円 (10,210円)	1,100円 (11,985円)	1,260円 (13,760円)	1,330円 (14,510円)	1,360円 (14,865円)
350円 (3,825円)	505円 (5,520円)	570円 (6,230円)	710円 (7,725円)	865円 (9,425円)	1,075円 (11,750円)	1,265円 (13,800円)	1,450円 (15,810円)	1,530円 (16,675円)	1,570円 (17,110円)
410円 (4,455円)	595円 (6,505円)	670円 (7,295円)	830円 (9,070円)	1,015円 (11,080円)	1,265円 (13,800円)	1,480円 (16,165円)	1,700円 (18,570円)	1,795円 (19,595円)	1,840円 (20,065円)

あなた自身や大切なお子さまが 法的トラブルに巻き込まれたら、

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 15.4% (約6.5人に1人)

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に
衝突された



こどもが学校で
いじめを受けている



相続で兄弟と
もめている



離婚で配偶者と
もめている

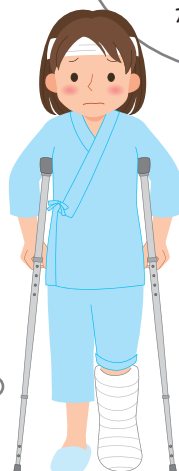
例えば

あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合・・・

相手方の態度が悪く、
誠実な対応してくれない。
訴えを起こしたいけれど、
具体的にどうすれば
いいのかな・・・

仕事が忙しくて
なかなか時間がとれないわ。
専門知識がないから
対応に時間が
かかりそう・・・

治療費や休業損害を
相手方に請求したいけれど、
どのくらいの額を、
どうやって請求すれば
いいのかな・・・



このような法的トラブルを、
ご自身のちからだけで解決するのは大変です。

**実際の手続きや、
その時間的な負担はもちろん、
ご家族も含めた精神的な負担の
大きさは計り知れません。**

どうしますか？



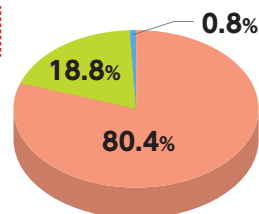
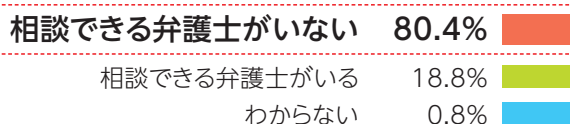
万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。**でも…**

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という人が多いのが現状です。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

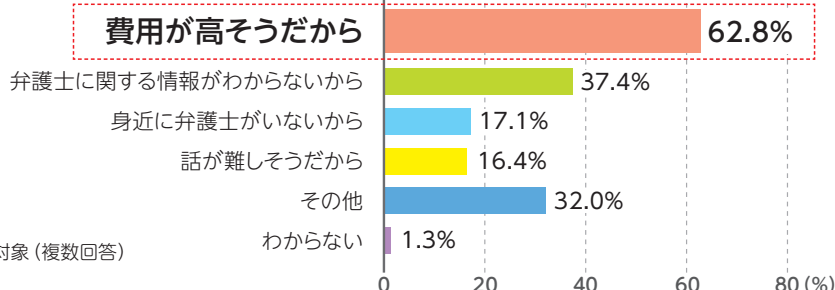


Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）



日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに「**弁護士**」をもっと身近に
活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、

弁護士費用補償 があなたの生活を守ります。

以下の補償で、損保ジャパンが、あなたの

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

T・TTタイプは①と②の2つのトラブルを補償します。V・VVタイプは①から⑤の5つのトラブルを補償します。

[T・TTタイプの場合]

【対象となるトラブルの当事者】

〈被保険者ご本人が親権者の場合〉

被保険者ご本人またはお子さま^(※1)が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者



複数のお子さまを補償の対象とすることが可能です。

[V・VVタイプの場合]

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

〈被保険者ご本人がお子さまの場合〉

被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者



お子さまが成人後も補償の対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

① 人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

× 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブルなど

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

「ちから」になります!

被保険者の範囲: 被保険者ご本人



2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **100万円 限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 $\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **5万円 限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 $- \text{自己負担額 (免責金額) } 1,000円$

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円



弁護士費用保険金のお支払額
 $50万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \underline{45万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \underline{9,000円}$

合計 45万9,000円をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格侵害への対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

個人賠償責任補償(Y・YYタイプ) + オプション

被保険者の範囲: ご家族の皆さま(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
(日本国内で発生した事故のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。

(※) 「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりあります)。ただし、本人に関する事故にかぎりあります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりあります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりあります。



(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

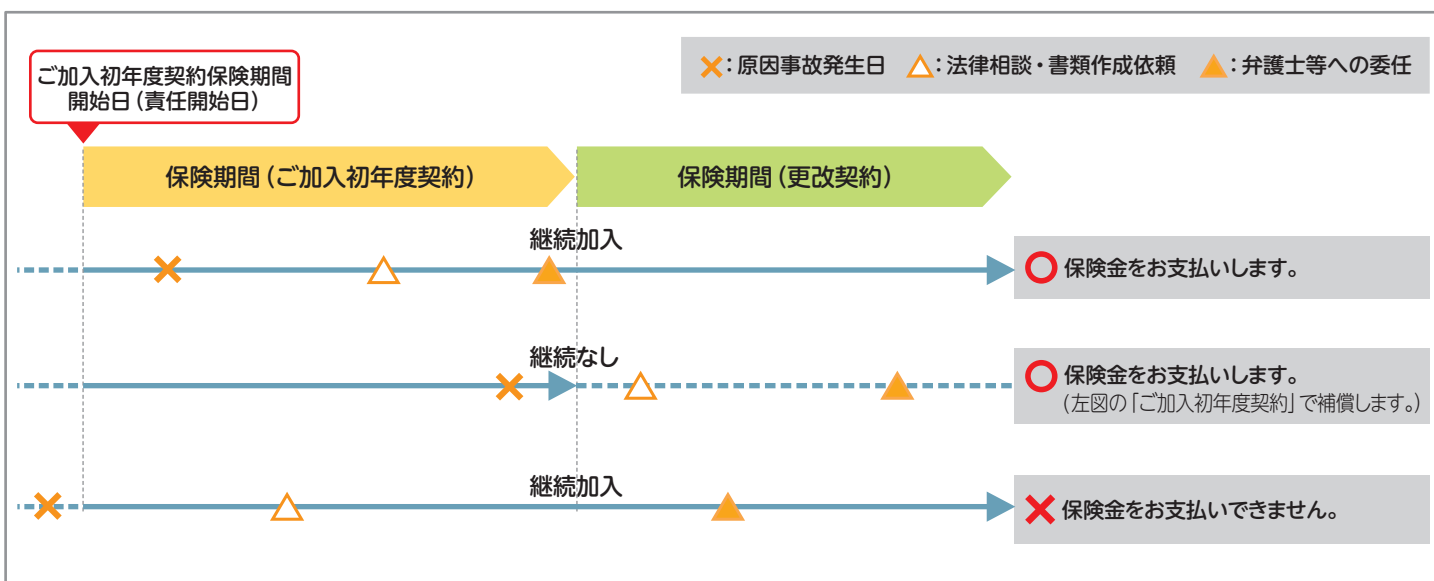
【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、基本補償（A・AAからE・EEまでのいずれかのタイプ）にオプションの弁護士費用補償（T・TT・V・VVのどちらかのタイプ）をセットしてご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。
- 個人賠償責任補償は、ご家族の皆さま^(※)が補償の対象となります。また、すでに他の保険契約等において個人賠償責任補償にご加入されている場合は、加入者ご本人についても個人賠償責任補償タイプ（Y・YYタイプ）をセットせずにご加入ください。
(※) 個人賠償責任補償における被保険者の範囲については、8、14ページをご覧ください。

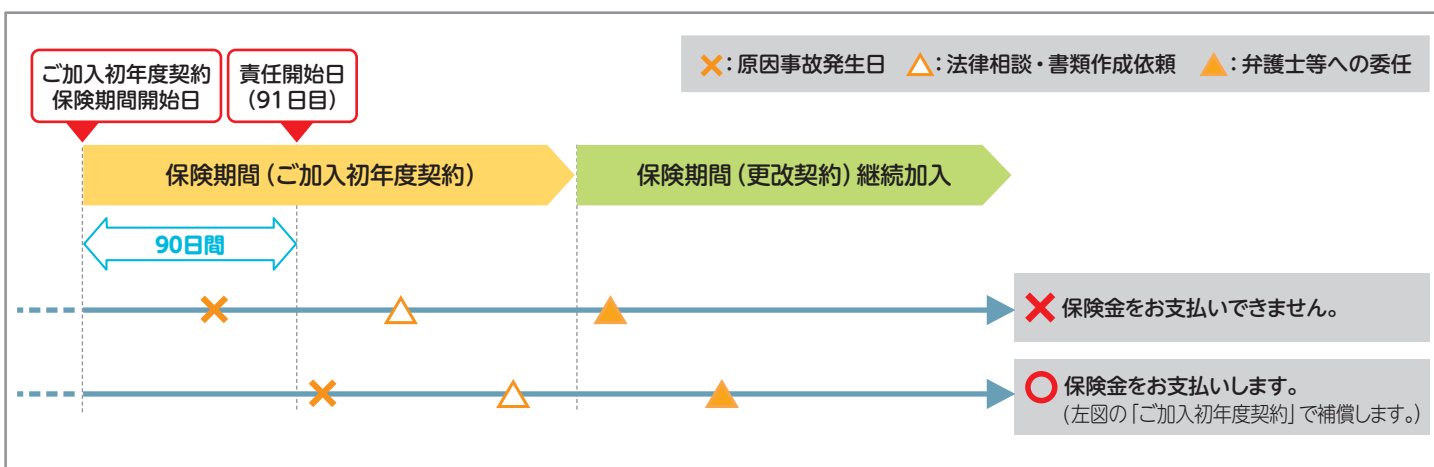
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）」（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

本人の親や本人の介護を対象

【親孝行一時金支払特約と介護一時金支払特約のちがい】

	親孝行一時金支払特約 (S・SSタイプ)	介護一時金支払特約 (X・XXタイプ)
商品内容	被保険者である親が保険期間中に要介護2から5に認定され、その状態が90日を超えて継続した場合に被保険者である親御さまに一時金をお支払いします。	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合 ^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態 ^(※2) となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 ^(※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 ^(※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
保険金額	100万円	100万円
被保険者年齢	新規のご加入では40歳以上79歳以下(89歳まで継続が可能です。)	新規のご加入では69歳以下(79歳まで継続が可能です。)
被保険者	組合員本人の親御さまもしくは組合員本人の配偶者の親御さまのうち、指定した1名(複数名のご加入も可能です。)	組合員本人とその家族
保険金受取人	この特約の被保険者(指定した親御さま)	被保険者

【公的介護認定の目安】

区分	公的介護保険制度 認定の目安	公的介護保険制度からの1か月支給限度額 (実際に負担する額は、自己負担割合によって変わります。)
自立	身の回りの世話が不要	—
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を要する	50,030円
要支援2	排便・入浴に一部手助けが必要な状態であるが改善の可能性が高い	104,730円
要介護1	排便・入浴に一部手助けが必要	166,920円
要介護2	歩行・立ち上がりが一人でできない	196,160円
要介護3	排便・入浴などに全面的な手助けが必要	269,310円
要介護4	日常生活に全面的な手助けが必要	308,060円
要介護5	生活全般に全面的な手助けが必要	360,650円

●新・団体医療保険の親孝行一時金支払特約 (S・SSタイプ) または介護一時金支払特約 (X・XXタイプ) にご加入された方 (加入者さま、被保険者さま、そのご家族の方限定) は、「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用いただけます。

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI (軽度認知障害)、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCI (軽度認知障害) の予兆を把握 (チェック) するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておすすめのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注1) 本サービスは、サービス利用時点における親孝行一時金支払特約・介護一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。

(注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

(注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注6) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

●本団体契約の新規ご加入またはご継続時に団体割引の適用資格を確認するため、全国土木建築国民健康保険組合への加入状況を確認させていただきますのでご了承ください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：【所得補償保険】

この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

【新・団体医療保険】

この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。

■保険契約者：一般財団法人土木建築厚生会

■保険期間：2025年4月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2025年2月28日（中途加入の場合は下記をご確認ください。）

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

新規ご加入範囲：	保険種類	加入者	被保険者	ご加入の満年齢・条件	備考
	所得補償	組合員 ^(注1)	組合員	満18歳～満69歳の有職の方	
	新・団体医療	組合員	組合員 // 配偶者 // 子供 // 両親 // 兄弟姉妹 組合員と同居の親族	満0歳～満69歳の方 ^(注2、注3) (親孝行一時金支払特約は、満40歳～満79歳の方) ただし、弁護士費用補償(V・VV)に加入される場合は未成年者を除きます。	配偶者、子供、両親、兄弟姉妹は同居・別居を問いません。 同居の親族の範囲は6親等内の血族と、3親等内の姻族です。

(注1) 組合員とは、全国土木建築国民健康保険組合の加入者となります。

(注2) 新・団体医療保険の継続加入は満0歳～満79歳の方

(注3) 親孝行一時金支払特約の継続加入は満40歳～満89歳の方

●お支払方法：【12回払】保険始期月の翌々月27日^(※)に口座振替。以後、毎月27日^(※)に口座振替します。

【一時払】保険始期月の翌々月27日^(※)に一括で口座振替します。

※27日が金融機関休業日の場合は翌営業日に口座振替となります。

※口座振替の結果、振替不能となった場合は翌月に2ヶ月分の保険料を併徴請求します。併徴請求が振替不能となった場合は本契約から脱退となりますのでご注意ください。

●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の土木建築厚生会までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		WEBまたは電話等でお申込みください。後日お送りする告知書・口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^{※1}	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」 ^{※2} をご提出いただきます。 ※2 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※1 所得補償保険の「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は土木建築厚生会までお問い合わせください。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、WEBまたは電話等で受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌々月1日から2026年4月1日午後4時までとなります。

●中途脱退：この保険を脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の土木建築厚生会までご連絡ください。

※全国土木建築国民健康保険組合を脱退される場合もご連絡ください。

・新・団体医療保険：満期日をもって終了となります。（ご継続することはできません）

・所得補償保険：脱退（解約）手続が必要となりますので、土木建築厚生会までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

新・団体医療保険についてのご説明

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧類（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など
	疾病手術保険金	以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （2）骨髄幹細胞採取手術^(※1)（※2）を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、抹消血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 （※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 $\text{疾病退院後通院保険金の額} = \text{疾病退院後通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりあります。	
	傷害通院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 傷害通院保険金の額＝傷害通院保険金日額×通院した日数 （注1）通院しない場合で、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	

【その他特約】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断保険金		保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア.初めてがんと診断確定されたこと。 イ.原発がん（※）が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ.原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく）を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 （※）初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など
先進医療等費用保険金（※）		保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等（※1）を受けたことにより負担した先進医療（※2）の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 （※1）先進医療および臓器移植術をいいます。 （※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (*) (続き)	〈前ページより続きます。〉	⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
親孝行一時金	被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が保険期間中に公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する（自己負担額が認められ、介護保険給付を受けることとなる）日（公的介護保険制度に基づいて申請を行った日）からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合は、この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (注1) 新規加入の場合、本特約の被保険者（親）の引受対象年齢は新規加入の場合40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）の方となります。 (注2) 保険金支払条件変更特約（親孝行一時金用）がセットされています。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など
がん診断金	保険期間中に初めてがん診断確定された場合、またはがん診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など
個人賠償責任 (国内外補償) (*)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません。）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 〈次ページに続きます。〉	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など 〈次ページに続きます。〉

(※) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容 [保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

--	--	--	--

(※) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注) 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 (継続契約においても原則として同様です。)

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

- ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。
- 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。
- 所得補償保険基本補償の保険金額の設定について
 - 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
 - (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。
- 他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版) 準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。

用語 (続き)	用語の定義 (続き)	
1 回の入院	入院が終了した日からその日を含めて 180 日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害 (疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。) により再入院された場合は、前後の入院を合わせて 1 回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて 1 回の入院とみなします。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)	
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時 (通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
原因事故	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
弁護士等	弁護士または司法書士法 (昭和 25 年法律第 197 号) 第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思 (同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思) をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間 (日数) をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術 (組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。) を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。	
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。	
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数) をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間 (日数) に 4 日を加えた日数をいいます。	
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。	
身体障害	傷害 (傷害の原因となった事故を含みます。) および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術 (組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、抹消血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。) を含みます。	
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。	
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。	
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前 12 か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※1）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
 - （※2）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務（所得補償保険の場合） ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

〔弁護士費用総合補償特約〕

- ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

〔共通〕

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〔疾病保険特約・傷害保険特約〕

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- （注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- （注2）がん診断保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

〔新・団体医療保険がん診断保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約〕

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者（保険の対象となる方）がその事実を知っているまたは知らないにもかかわらず、がん診断保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- （注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
 - （注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〔所得補償保険〕

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。
- （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- （注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、前述に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項

- [共通]
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。(全国土木建築国民健康保険組合を脱退される場合も含まれます。)
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- [新・団体医療保険]
- <他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- [所得補償保険]
- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
 - 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合

など

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。
- *中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌々月1日に保険責任が始まります。
- [新・団体医療保険]
- がん診断保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約、親孝行一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- [弁護士費用総合補償特約]
- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

など

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類、就業不能状況の報告書 など
③	就業不能の程度、傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

	必要となる書類	必要書類の例
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(注3) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注4) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

●前述の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【所得補償保険】

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険・疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。[12回払] 脱退（解約）に際しては、既経過期間分（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。例) 5/1 脱退の場合、4月分の保険料を6/27（27日が土日祝日の場合は、翌営業日となります）に引き落しいたします。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。[一時払] なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

【所得補償保険】

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
☐ 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、17ページの「基本補償の保険金額の設定について」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご紹介

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、SOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。

●SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービス内容

受付日時 | 24時間・365日

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

人間ドック等検診・検査 紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET 検診紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】 平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00

※日祝・年末年始(12/29-1/4)はお休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

【受付時間】 24時間・365日

ご加入後に送付されるSOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内チラシに掲載されているURLにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※SOMPO 健康・生活サポートサービスの電話番号は、加入者カードをご覧ください。

事故が発生したら

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行い、ただちに以下の手続きをお取りください。

※事故が発生してから30日以内にご連絡をいただけない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

1 損保ジャパン事故サポートセンターへご連絡ください。

0120-727-110 (24時間365日対応)



2 損保ジャパンに保険金請求書類を提出してください。



3 ご提出いただいた保険金請求書類を確認し、不備がなければ保険金をお支払いします。

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

●取扱代理店

一般財団法人土木建築厚生会

〒164-0001 東京都中野区中野 2-12-11 フランポワーズガーデン中野 2F

TEL: 03-6327-7777 FAX: 03-6327-8888 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

URL: <http://www.dobokukenchiku-kouseikai.or.jp/>

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL: 03-3349-5137 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始 (12月30日～1月4日) は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体 (土木建築厚生会) までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、保険始期 (または、中途加入日) から2か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。